

## 甲府市農業委員会 3月定例総会議事録

1. 日 時 令和5年3月29日（水曜日）午後2時30分から午後3時30分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（17名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

### 【農業委員】

1 番 渡邊 初男      3 番 菊島 建      5 番 落合 洋子      6 番 關野 登  
7 番 田中 由美      8 番 後藤 良仁      9 番 土屋 三千雄      10 番 越石 和昭  
11 番 小澤 博      12 番 山村 忠弘      13 番 雨宮 洋文      14 番 末木 瑞夫  
15 番 矢崎 正勝      16 番 塚田 泰英

### 【農地利用最適化推進委員】

2 番 萩原 斉      3 番 植田 泰      4 番 山本 光信      5 番 平澤 友良  
6 番 山本 俊一      7 番 杉原 正芳      8 番 松木 正治      9 番 小池 厚  
10 番 二宮 茂徳      11 番 大森 由彦      12 番 佐野 満      13 番 齊藤 藤雄  
14 番 金丸 輝男      15 番 若尾 忠昭      17 番 池谷 幸男

4. 欠席委員（2名）

### 【農業委員】

2 番 小松 芳彦  
4 番 池田 哲郎

### 【農地利用最適化推進委員】

1 番 佐々木 茂隆  
16 番 亀井 智  
18 番 長田 茂季

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 中村 勝  
農地係 係 長 清野 隆彦  
主 任 田中 道仁  
振興係 係 長 牧野 公治

## 6. 議 案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	令和5年4月告示分農用地利用集積計画について
議案第5号	令和5年度甲府市農業委員会活動基本目標について
議案第6号	令和5年度甲府市農業委員会年間事業計画について

### 報告案件

報告第1号	山梨県農業会議への諮問結果について
報告第2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号	農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第4号	農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第5号	耕作土搬入届出について
報告第6号	農用地利用集積計画の解約について
報告第7号	令和5年度農業委員会定例総会・農地調査日程について

午後2時30分 開会

### ○事務局（清野係長）

それでは、令和5年3月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中17名全員のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

### ○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会3月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

まず始めに、3月定例総会の議事録署名委員ですが、15番の矢崎 正勝委員と、16番の塚田 泰英委員のお2人をお願いいたします。

今月も、引き続き新型コロナウイルス予防対策のため、時間短縮に努めて参ります。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。しかし、当該地区以外で疑問等がある場合は、個人情報等に注意しながら何なりとご発言をお願いします。

○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（清野係長）

今月の第 3 条許可申請は、有償移転が 2 件ございまして、いずれも第 3 条の資格要件を全て満たしております。

議案書 1 ページの 1 番、地図は 1 ページの 3 条 NO.1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は水路及び農地、北面は道路、西面は農地及び甲府市道、南面は農地となっております。

譲受人は、〇〇で〇〇及び〇〇を行っていますが、所有する農地の一部を〇〇に提供したため、代替地の取得を希望したいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後は〇〇㎡となり、申請地には〇〇を行なう計画であります。

続きまして、議案書 2 番、地図は、2 ページの 3 条 NO.2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、西面は農地、南面は事業所、北面は農地及び道路となっております。

譲受け人は、申請地の近隣で〇〇を行っておりますが、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。

譲受け人の現在の経営面積は、〇〇㎡ですが、取得後は、〇〇㎡となり、申請地には〇〇を行う計画であります。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。こちらの案件についても事前に質問や意見もありませんでしたが、ご質問等がある場合はお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、ご質問も無いようですから、採決をさせていただきます。農地法第 3 条の規定による許可申請について賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 1 号については、決定し、許可書の交付をしております。

つづいて、議案第 2 号は農地法第 4 条の規定による許可申請について審議いたしません。事務局より説明して下さい。

○事務局（清野係長）

今月の 4 条許可申請は 2 件ございます。

議案書 2 ページの 1 番、地図は 3 ページの 4 条 NO.1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人については議案書記載のとおりです。

申請地の東面、南面は農地、西面は甲府市道、北面は宅地となっております。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

申請者は、平成〇〇年、〇〇により取得しました。今回、現在の〇〇が〇〇ため、申請地を〇〇として利用したいとのことです。耕作を中止していた時期を過ぎたころから、一時的に〇〇に使用しておりました。農業委員会の〇〇が必要だったことを知らされ今後〇〇とともに農地法を〇〇します。

〇〇により申請となります。

続きまして、議案書の 2 番、地図は 4 ページの 4 条 NO.2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人については議案書記載のとおりです。

申請地の東面は宅地、西面、南面は農地、北面は一級河川となっております。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

申請者は、申請地の〇〇隣接地に自己所有の〇〇があり、申請地を〇〇として使用したいとのことです。長年に渡り、〇〇してきたことから、今回、〇〇による申請となります。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からひとつ説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員賛成 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 2 号については、決定し、許可書の交付をして参ります。

つづいて、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（清野係長）

今月の 5 条許可申請は、所有権移転が 8 件、賃貸借が 1 件、合計 9 件ございます。

議案書 3 ページの 1 番、地図は 5 ページの 5 条 NO. 1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は宅地、西面、南面は農地、北面は甲府市道となっており、農地区分は、第 3 種農地と判断しました。

譲受け人は、〇〇に居住しておりますが、申請地は、立地条件に適しており、需要が見込まれるため、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

転用後は、〇〇する予定です。

続きまして、議案書 2 番、地図は 6 ページの 5 条 NO. 2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受け人、譲渡し人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は事業所、西面、北面は甲府市道、南面は宅地及び農地となっており、農地区分は、第 3 種農地と判断しました。

譲受け人は、近隣で〇〇しておりますが、新たに〇〇及び〇〇を探していたところ、申請地が、立地条件及び、利便性に適していることから取得し、〇〇に転用したいとのことです。

転用後は、〇〇及び〇〇を〇〇建てる予定です。

続きまして、議案書 3 番、地図は 7 ページの 5 条 NO. 3 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受け人、譲渡し人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、北面は甲府市道、西面は農地、南面は宅地となっており、農地区分は、第 3 種農地と判断しました。

譲受け人は、〇〇で〇〇していますが、申請地は、立地条件に適しており、需要が見込まれるため、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

転用後は、〇〇する予定です。

続きまして、議案書4ページの4番、地図は8ページの5条NO.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受け人、譲渡し人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は道路、西面、北面は雑種地、南面は市営住宅となっており、農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受け人は、申請地の〇〇側隣接地で〇〇しておりますが、現在の〇〇が〇〇となり、新たな〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書5番、地図は9ページの5条NO.5をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受け人、譲渡し人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、南面は甲府市道、西面は農地及び宅地、北面は農地となっており、農地区分は、第1種農地不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上又は、業務上必要な施設と判断しました。

譲受け人は、隣接町内において、〇〇しておりますが、現在の〇〇が〇〇しており、近隣で新たな〇〇及び〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し、〇〇と、〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書6番、地図は10ページの5条NO.6をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、南面は宅地及び農地、西面は宅地、北面は甲府市道となっており、農地区分は、第1種農地不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上又は、業務上必要な施設と判断しました。

譲受け人は、隣接町内において、〇〇しておりますが、現在の〇〇を申請地の〇〇側隣接地に移転する予定であり、新たな〇〇周辺で、〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから取得し、〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書5ページの7番、8番、6ページの9番は関連案件となります。

地図は11ページの5条NO.7、NO.8、NO.9をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は宅地及び農地、西面は農地北面は道路及び宅地、南面は農地及び道路となっており、農地区分は、第1種農地不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上又は、業務上必要な施設と判断しました。

賃借人は町内において〇〇しており、近隣で〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃借し、〇〇及び〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書 10 番、地図は 12 ページの 5 条 NO. 10 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は宅地及び農地、西面、南面は事業所、北面は農地及び、甲府市道となっており、農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

譲受け人は、申請地の隣接地で〇〇しており、〇〇での〇〇に伴い、現在の〇〇及び〇〇が〇〇になったため、申請地を取得し、〇〇及び〇〇を〇〇したいとのことです。

続きまして、議案書 11 番、地図は 13 ページの 5 条 NO. 11 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受け人、譲渡し人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、西面、北面は宅地、南面は甲府市道となっており、農地区分は、第 3 種農地と判断しました。

譲受人は、〇〇で〇〇しておりますが、申請地は、立地条件に適しており、需要が見込まれるため、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

転用後は、〇〇する予定です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からひととおり説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

○山城地区委員（關野委員）

農地調査の時に質問した 5 番の〇〇と 9 番の〇〇について補足説明をお願いします。

○田中主任

5 番の〇〇につきましては〇〇で、〇〇と〇〇に〇〇づつありますので〇〇から持っ  
て来ることとなります。

9 番の〇〇につきましては、〇〇が止められるスペースを確保しております。

○山城地区委員（關野委員）

2 件とも県の案件になるので、〇〇の〇〇や〇〇、また〇〇の〇〇や〇〇が〇〇こと  
についての質問が予想されるのでそれに応えられるようにしておいてください。

○議長（西名会長）

事務局で〇〇から〇〇するなどもう少し詳しく〇〇して、県の質問に答えられるよ  
うにしてください。それで關野委員よろしいですね。

○山城地区委員（關野委員）

はい。

○議長（西名会長）

他にはどうでしょうか。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第3号については、決定します。

この議案のうち、1,000㎡以上の案件については、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。

それ以外の案件は1,000㎡未満の案件ですので許可書を交付して参ります。

つぎに、報告第1号から第5号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（清野係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

まず議案書7ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、農地法第5条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、

許可相当との答申を受けました。

8ページから12ページまでは、2月21日から3月9日までに受理しました、相続等の3条の届出や、市街化区域における農地法4、5条の届出、13ページは、耕作土搬入届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第1号から第5号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。



つぎに、議案第4号 令和5年4月告示分 農用地利用集積計画についてと、関連がありますので、報告第6号 農用地利用集積計画の解約については一括して審議いたします。

なお、審議に先立ち、議案第4号の利用権設定の、24番の案件は越石委員が関係する案件ですので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の折にはご退席をお願いいたします。また、審議終了後は、再びご着席をお願いいたします。

それでは議案第4号のうち、利用権設定の24番を除いた案件及び報告第6号について、事務局より説明してください。

#### ○事務局（牧野係長）

議案書に修正がございます。議案書24ページの議案第4号29番の「利用権の設定を受ける者」について、借り手の氏名の横に「(認)」の記載がありますが、令和5年3月26日に認定農業者の期間が満了し、認定更新をしなかったため、現時点では認定農業者ではなくなりました。そのため、「(認)」の記載は削除をお願いします。

それでは議案第4号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、新規設定16件、再設定13件、計29件の申し出がありました。

配布しました新規設定の表をご覧ください。

甲運・二川・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は21,244㎡です。

中段の表は、令和5年度の目標面積119,200㎡に対し、設定面積は21,244㎡、達成率は18%です。

続いて配布しました再設定の表をご覧ください。

千代田・甲運・玉諸・山城・大鎌田・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は18,119㎡です。

中段の表、令和5年度の目標面積396,600㎡に対し、設定面積は18,119㎡、達成率は5%です。

14ページ1番から19ページ16番は新規設定です。

20ページ17番は再設定です。

20ページ18番から24ページ29番は再設定の更新です。

また、23ページ24番は委員案件となっておりますので、後ほど審議をお願いします。

補足説明が必要となる、新規就農者の案件を読み上げさせていただきます。

15ページ6番をご覧ください。

借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳で、会社を退職後、〇〇をしていますが、もう少し規模を広げて農業をやってみたいと思い就農することになりました。

当該地で〇〇をはじめとする〇〇を〇〇する予定です。まずは練習で〇〇し、今後

〇〇などでの〇〇を考えています。

農業については、退職後に〇〇をしてきたことや〇〇などの経験からある程度の知識はあり、〇〇も所有しています。

今後の農業経営については、農家の方に相談しながら行っていくそうです。年間300日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

続いて16ページ8番をご覧ください。

借り手は、令和〇〇年〇〇月に設立した法人で、主に〇〇及び〇〇の製造及び販売を行っています。会社の新分野として農業を考えていたところ、耕作できなくなった方の農地を借りることができたため、農業参入することとなりました。

当該地では〇〇を〇〇する予定で、農産物は〇〇や〇〇を行う予定です。

代表取締役の〇〇が〇〇をしているため、〇〇等については教わりながら栽培していきます。

農作業は従業員が中心となって行うとのことですが、〇〇は農業経営に年間180日従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。なお、借り手は一般法人ですので解除条件付の貸借となります。

続いて19ページ16番をご覧ください。

借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳で、今月末ごろ〇〇に移住予定です。借り手は所有者の〇〇で、所有者の経営していた農地の一部を借りて就農することとなりました。

当該地では〇〇を〇〇する予定で、〇〇の農地です。農産物〇〇へ〇〇を行う予定です。

所有者から〇〇を教わり、〇〇も借りるとのことです。

年間250日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書25ページから27ページをご覧ください。

今月は7件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。

#### ○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。新規就農者などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明をいただくこととしております。それでは、利用権設定の6番の案件について、白井地区 土屋委員から補足説明をお願いします。

#### ○白井地区（土屋委員）

この方は新規就農者で年齢は〇〇歳で、会社を退職しました。〇〇ですので、遊休農地がありましたら農業をしてみたいということです。よろしくお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

つぎに、利用権設定の 8 番の案件について、下曾根地区 後藤委員から補足説明をお願いします。

○下曾根地区（後藤委員）

事務局の説明の通りでございますが、代表者の方はこれまで農業をされたことがなく、実家の〇〇が〇〇で農業をされていて、そちらの方で指導を受けてやっていくということです。私も見守っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

つぎに、利用権設定の 16 番の案件について、下向山地区の塚田委員から補足説明をお願いします。

○下向山地区委員（塚田委員）

事務局の説明のとおりでございます。〇〇が農業をしてくれるということで、大変貸主も〇〇であります。

以上でございます。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

地元委員より補足説明が終わりました。こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは採決をさせていただきます。

議案第 4 号のうち、利用権設定の 24 番を除いた案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 4 号のうち、利用権設定の 24 番を除いた案件について決定して参ります。

また、報告第 6 号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、越石委員のご退席をお願いします。

つづきまして、議案第4号のうち、利用権設定の24番について審議いたします。事務局より説明してください。

23ページ24番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による借手の要件を満たしております。以上です。

こちらも事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。

議案第4号のうち、利用権設定の24番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の賛成をいただきましたので、この案件について、決定して参ります。

それでは、越石委員はご着席をお願いします。

つぎに議案第5号「令和5年度 甲府市農業委員会 活動基本目標」 議案第6号「令和5年度 甲府市農業委員会 年間事業計画 について」、また関連がありますので報告第7号「令和5年度 農地調査日程、総会日程」も併せて、事務局より説明してください。

#### ○事務局（清野係長）

基本目標ならびに事業計画については、2月16日に運営委員会を開催し、承認を得られましたので、本日提案させていただきます。

それでは、議案書28ページ、令和5年度甲府市農業委員会活動基本目標をご覧ください。

前文の朗読をもって、提案とさせていただきます。活動基本目標は項目のみ読み上げます。内容についてはお読み取りをお願いいたします。

#### 【 前 文 】

我が国の農業は、農業経営の担い手の不足や、高齢化などで農業従事人口は減少し、遊休農地（耕作放棄地を含む）の増加に加え、頻発する大規模気象災害やせん孔細菌病、晩腐病などの病害虫、イノシシ、シカ、クマやカラス等による鳥獣害、そして農作物の盗難被害など、農業を取り巻く状況は厳しい環境下におかれています。

また、昨年は引き続き新型コロナワクチンの予防接種が進み、ウイルス対策の種々の制限が大幅に緩和され、経済活動に改善も見られましたが、新たな変異ウイルスの出現もあり、今後も予断を許さない状況にあります。

このような中で、農業委員、農地利用最適化推進委員、農地銀行推進員が一体となり、農地中間管理機構と連携を図るなかで、「地域計画」の策定に関わり、農地等の利用の最適化を進め、経営の合理化や地域農業の振興に努めていきます。

多様な担い手や新規就農者には、住居、農作業所、農機具・農業用資材の確保が最大の課題となっていますので、この問題についても積極的に取組み、新規参入の促進・育成と定着支援を図っていくこととします。

主たる任務である「農地等の利用の最適化の推進」により農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などの農地利用の最適化に、積極的に対応していきます。

今後とも農地制度の堅持、農地データの適切管理、農業委員会だよりの発行、農業行政への提言などを実施しながら、農地の保全と地域農業の振興に努めるため、次の5項目を本年度の活動基本目標に定め、真摯に取り組んでいきます。

- 1 として「農地法等の所掌業務の適正な執行」
- 2 として「農地等の利用の最適化の推進」
- 3 として「多様な担い手や新規就農者の育成支援の強化と定着支援」
- 4 として「意見書等の提出並びに情報伝達活動等の実践」
- 5 として「その他農業委員会業務の推進並びに充実」です。

つぎに、議案書30ページ、令和5年度甲府市農業委員会年間事業計画をご覧ください。主な計画を説明いたします。

5月には、北・中・南の各ブロックにおいて、ブロック会議を開催し甲府市および、山梨県への意見書の取りまとめを行います。

6月には、農業委員、農地利用最適化推進委員互助会総会や農業委員会懇親会を開催します。

7月には、第25期農業委員会任命式、総会や第3期農地利用最適化推進委員委嘱式、総会を行います。

8月には、農業委員及び農地利用最適化推進委員合同研修会や農業委員、農地利用最適化推進委員互助会総会を開催します。

9月には、農地利用状況調査を行います。

10月には、農地台帳調査を行います。また、農業委員は、第50回甲府市農林業まつりへ参加します。

11月には、農業委員及び農地利用最適化推進委員の視察研修を実施します。

1月には、農業委員会だより第83号編集委員会の開催と、「1年間で、ひとり1か所の遊休農地の解消を強力に進める」を目標としましたので、担当地区の委員が、対象農地の家へ直接訪問し、遊休農地解消に向けての面談を行います。互助会関係では、農業委員会としての新年会を行います。

2月には、農地銀行運営委員会及び農地銀行推進員会議の開催また、第2回運営委員会を開催し、翌年度の基本目標（案）、年間計画（案）を策定します。

つぎに、報告第7号、令和5年度 農業委員会定例総会日程をご覧ください。

総会については、月末を除く平日の午後 2 時から開催いたします。備考に○が付いている月は、最適化推進委員にもご出席いただく予定です。

会場については、「南公民館」を基本とします。6 月と 1 月は懇親会を行う予定ですので会場、時間に変更となる場合があります。総会の日程や時刻など変更する場合は、改めて通知いたします。

つぎに、議案書 33 ページ、令和 5 年度 農地調査日程をご覧ください。

A 日程は、千代田、相川、中道、大里の各地区、B 日程は甲運、玉諸、里垣、山城の各地区、C 日程は、市街化区域となっております。このうち、A 日程の中道地区、B 日程の玉諸地区、山城地区は、ほぼ毎月農地調査がありますので、予定をしておいてください。それ以外の地区は、農地調査がある場合、ご連絡いたします。

また、この日程にはありませんが、最適化推進委員独自の会議を数回行う予定です。説明は以上です。

#### ○議長（西名会長）

来年度の目標と、計画が事務局より説明がありました。また総会の日程や地区調査の日程も合わせて説明がありました。こちらも、事前に質問やご意見は受けておりませんが、大事な来年度の目標や事業計画等がございますので、中身について再度ご確認いただき質問等ありましたらお願いします。

《 特に無し 》

それでは特別無いようですので、令和 5 年度、この活動基本目標、そして事業計画にのっとりしっかりと実の上がる活動を進めてまいりたいと、こんなふうに思います。

それでは、議案第 5 号 令和 5 年度 活動基本目標、議案第 6 号 令和 5 年度年間事業計画に賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、決定してまいります。

また、報告第 5 号 定例総会日程、農地調査日程については、既に会場の予約をしております。ワクチン接種の関係もあり変更があった場合は事務局から連絡がありますが、ない場合は、この日程の通りといたしますので、ご承知おき下さい。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、特別何かありましたらお願いします。

#### ○（甲運地区）山本委員

本日承認された、議案 5 号、6 号、報告 5 号の活動基本目標と年間事業計画と定例総

会日程、農地調査日程については後日送っていただけるのでしょうか。

○事務局（清野係長）

はい、後日お渡しします。

○議長（西名会長）

他にはいかがでしょうか。

《 特に無し 》

特に無いようですので以上をもちまして、3月定例総会を終了いたします。  
お疲れ様でした。

午後3時30分 閉会